

【弁護士費用の目安】

*各項目をクリックすると、下記の該当する表にジャンプします。

- 1 法律相談料
- 2 法律関係調査・書面作成費用
- 3 日 当
- 4 企業体の法律顧問／個人の方のHome Lawyer
- 5 金銭請求をする事案／金銭請求を受けた事案
- 6 労働問題に関する事案の特別報酬規程
- 7 不動産に関する事案
- 8 離婚とそれに伴う諸問題に関する事案
- 9 遺産分割に関する事案
- 10 刑事事件
- 11 債務整理に関する事案

1 法律相談料

類型	基本費用（消費税込）	追加費用（消費税込）
個人の方	6000円／45分	45分超過後、30分ごとに5500円加算
法人の方	1万円／45分	45分超過後、30分ごとに5500円加算

*HPのメールフォームからお問合せいただいた方については、初回の相談料を半額とさせていただきます。

[*最初のページに戻るときは、こちらをクリックしてください。](#)

2 法律関係調査・書面作成費用

類型	基本費用（消費税込）	追加費用（消費税込）
法律関係調査	11万円~22万円（+実費は別途）	外部提出用の報告書を作成する場合 +5万5000円
契約書面作成	3万3000円~11万円（標準額5万5000円）	—
内容証明郵便作成	1万1000円~5万5000円（標準額3万3000円）	弁護士名を表示する場合 +2万2000円

*最初のページに戻るときは、[こちらをクリックしてください。](#)

3 日 当

事務所から目的地まで移動時間と 裁判手続・現地調査に費やした時間の合計	日当額（+交通費実費は別途ご請求します。）
～120分程度／調停1期日分	なし～1万1000円／回（+交通費は別途）
120分～360分程度／尋問期日分	1万1000～3万3000円／回（+交通費は別途）
360分程度～／宿泊を要するもの	3万3000～5万5000円／回（+交通費は別途）

* 交通費について ① 鉄道を利用する場合、新幹線指定席利用料金、特急指定席利用料金をご請求します。

② 高速道路を利用する場合、高速道路利用料金をご請求します。

[*最初のページに戻るときは、こちらをクリックしてください。](#)

4 企業体の法律顧問／個人の方のHome Lawyer

類型	基本費用（消費税込）
中小企業／個人事業主	2万2000円～11万円／各月
個人のHome Lawyer	1万1000円～5万5000円／各月

* 法律顧問契約／Home Lawyer契約の場合、次のような利点があります。

- ① 法律相談料は、原則としてかかりません。
- ② 法律事務所に足を運ぶ必要がありません。電子メール／Web会議システムを利用した相談に対応しています。
- ③ 訴訟事案等を受任する場合、弁護士費用の割引を行います（通常費用の5分の4～3分の2）。

[*最初のページに戻るときは、こちらをクリックしてください。](#)

5 金銭請求をする事案／金銭請求を受けた事案

* 訴訟手続の場合には（１）を、交渉、調停、ADR等裁判外手続の場合には（２）をご覧ください。

（１）訴訟事案（裁判手続により解決を目指す類型）

①【民事訴訟着手金】…弁護士に代理を委任する段階でご負担いただく費用です。

請求金額	基本費用（消費税込）	追加費用（消費税込）
～150万円以下	（請求をする方） 13万2000円 （請求を受けた方） 11万円	基本費用の10～20%相当額
150万円 ～300万円	（請求をする方） 請求額×8.8% （請求を受けた方） 請求額×8.8%－2万円 *最低額は11万円となります。	* 次の類型では追加費用が加算されます。 ①複数当事者の類型 ②緊急性、複雑性、専門性等特別の対応が必要な類型 ③その他担当弁護士の判断による場合 （詳細は担当弁護士にご確認ください。）
300万円超～	（請求をする方） 請求額×5.5%＋9万9000円 （請求を受けた方） 請求額×5.5%＋7万7000円 *最低額は22万円となります。	

* 受任時には、上記着手金のほか、収入印紙、予納郵券を含めた実費相当額のご負担をお願いします。

②【民事訴訟報酬金】…訴訟終了時点で、着手金とは別に、ご負担いただく費用です。

* 金銭請求をする事案／金銭請求を受けた事案で計算式が異なりますので、ご注意ください。

ア 金銭請求をする方の場合

経済的利益	基本費用（消費税込）	追加費用（消費税込）
～300万円以下	（計算式） 経済的利益額×17.6% *ただし、最低額は11万円です。	基本費用の10～20%相当額 * 次の類型では追加費用が加算されます。 ①出廷回数が多数回にわたる場合 ②事件の複雑性、専門性が高い場合 ③その他担当弁護士の判断による場合（詳細は担当弁護士にご確認ください。）
300万円超～	（計算式） 経済的利益×11%＋19万8000円	

* 事件終了時、弁護士に立替金が生じている場合には、上記報酬金のほか、立替金清算のご負担をお願いします。

* 出廷回数が多数回にわたるか否かに関しては、事案により異なります。

契約時に「多数回」に関する考え方を担当弁護士にお尋ねください。

* 交通事故現場・不動産所在地等紛争関連地への出張、群馬県外所在裁判所への出廷には、別途日当が必要です。

日当額は、弁護士により異なりますので、契約時に担当弁護士にお尋ねください。

イ 金銭請求を受けた方の場合 * 請求を受けていた金額を前提に算定します。

請求を受けた額	基本費用（消費税込）	費用負担額の「減額」算定
～300万円以下	（計算式） 請求額からの減額分×11% *ただし、最低額は11万円です。	なし
300万円超～	（計算式） 請求額からの減額分×5.5%＋16万5000円	基本報酬を10～20%「減額」することがあります。 ①原告の請求が過大であった事案。 ②訴訟期日実施が3回程度に留まる事案 ③事件の複雑性、専門性が高くない事案 ④その他担当弁護士の判断による場合 （詳細は担当弁護士にご確認ください。）

* 事件終了時、弁護士に立替金が生じている場合には、上記報酬金のほか、立替金清算のご負担をお願いします。

* 交通事故現場・不動産所在地等紛争関連地への出張、群馬県外所在裁判所への出廷には、別途日当が必要です。

日当額は、弁護士により異なりますので、契約時に担当弁護士にお尋ねください。

(2) 交渉、民事調停、ADR等裁判外の手続事案（相手方との協議により解決を目指す類型）

①【民事交渉・調停等着手金】…弁護士に代理を委任する段階でご負担いただく費用です。

基本費用（消費税込）	追加費用（消費税込）
11万円～66万円 * 民事訴訟着手金と同額が標準額です。 * 請求額、事案の種別、複雑性、専門性を加味して上記の範囲でご請求します。	追加加算は生じません。
* 受任時には、上記着手金のほか、手続利用に必要な費用等実費相当額のご負担をお願いします。	

②【民事交渉・調停等報酬金】…事案終了時点で、着手金とは別に、ご負担いただく費用です。

金銭請求をする事案／金銭請求を受けた事案で計算式が異なりますので、ご注意ください。

ア 金銭請求をする事案

経済的利益	基本費用（消費税込）	追加費用（消費税込）
～300万円以下	(計算式) 経済的利益額×13.2% * ただし、最低額は11万円です。	次のような事情がある場合に加算算定します。 * 出廷回数が多数回にわたる場合／紛争関連地に訪問しての調査を要する場合の日当相当額加算
300万円超～	(計算式) 経済的利益×11%+6万6000円	* 事件の複雑性、専門性が高い場合 * そのほか（担当弁護士にお尋ね下さい。）

イ 金銭請求を受けた事案

基本費用（消費税込）	追加費用（消費税込）
11万円～55万円 * 民事訴訟着手金（請求を受けた場合）と同額が標準額です。 * 請求額、事案の種別、複雑性、専門性を加味して上記の範囲でご請求します。	次のような事情がある場合に加算算定します。 * 出廷回数が多数回にわたる場合の日当相当額加算 * そのほか（担当弁護士にお尋ね下さい。）

* 事件終了時に、弁護士に立替金が生じている場合には、上記報酬金のほか、立替金清算のご負担をお願いします。

[*最初のページに戻るときは、こちらをクリックしてください。](#)

6 労働問題に関する事案の特別報酬規程

労働事件は、労働契約法、労働基準法その他労働関係立法に関する専門的知識が必要とされる事件です。他方で、働く人の立場での労働事件を抱える皆さんは経済的な危機にある場合が多いことも特徴です。これらの特徴を加味し、着手金の負担を少なく、その分報酬金で調整する趣旨で、次のとおり特別を定めます。

*算定方法は、金銭請求をする事案／金銭請求を受けた事案に準じます。
ただし、次の特例を適用しますので、ご注意ください。

<弁護士費用の算定にあたっての特例>

- *基本費用は、金銭請求をする事件／金銭請求を受けた事件に準じて算定します。
- *着手金（基本費用）の最低額は、働く人の立場での請求の場合、11万円（消費税込）となります。
- *成功報酬算定にあたっては、金銭請求をする事件／金銭請求を受けた事件に準じて算定します。
- *また、成功報酬算定にあたっては、必ず追加報酬として、基本報酬の算定結果の16.5%分（消費税込）を加算します。
- *解雇無効主張事案、配置転換無効主張事案の特例（金銭請求とは異なる請求について）
 - ① 着手金の取扱い；年収相当額（税引前金額）を請求金額と評価します。
 - ② 報酬金の取扱い；「経済的利益」は年収相当額（税引前金額）と評価します。

<実費負担が大きくなる特例>

- *収入印紙額は、請求金額が増大すると増額されていきます。
- *残業代請求事件など資料が膨大になる事案では、写しの作成等実費負担が大きくなります。
- *請求内容を証明するために、医療記録を要する場合には、資料が膨大になるため実費負担が大きくなります。

*最初のページに戻るときは、[こちらをクリックしてください。](#)

7 不動産に関する事案

- * 算定方法は、金銭請求をする事案／金銭請求を受けた事案に準じます。
ただし、次の特例を適用しますので、ご注意ください。

<弁護士費用の算定にあたっての特例>

- * 基本費用、追加費用は、金銭請求をする事件／金銭請求を受けた事件に準じて算定します。
- * 紛争の対象となる不動産の価値を、請求金額あるいは経済的利益と評価します。
- * 土地／建物に関する主張の場合、不動産の価値は、固定資産評価額とします。
- * ただし基本費用の最低額は、不動産に関する民事事件の場合、16万5000円（消費税込）となります。
- * 境界紛争に関する民事事件では、基本費用の最低額が22万円（消費税込）となります。

<実費負担が大きくなる特例>

- * 測量費用が必要になる例…弁護士費用のほかに、土地家屋調査士による測量費用の負担があります。
- * 登記手続が必要になる例…弁護士費用のほかに、司法書士による登記費用の負担があります。
- * 税金の負担が生じる例…所有権に変動が生じる場合、不動産譲渡所得税、不動産取得税の負担が考えられます。

*最初のページに戻るときは、[こちらをクリックしてください。](#)

8 離婚とそれに伴う諸問題に関する事案

(1) 訴訟前に、家事調停が必要になる事案が通常です。

①【家事手続着手金】…弁護士に代理を委任する段階でご負担いただく費用です。

事案の類型	基本費用（消費税込）	追加費用（消費税込）
離婚調停	22万円～44万円 * 4回目まで調停期日当が含まれます。 * 請求額、事案の種別（DVなど要配慮事案かどうか等）を加味し、上記の範囲でご請求します。	11万円～22万円を追加請求します。 ア 親権、面会交流に深刻な争いがある場合 イ 財産分与の対象財産の範囲、不貞等慰謝料請求原因の存否、婚姻費用・養育費の基礎収入に関する深刻な争いがある場合 * 5回目以降の調停出席が必要となる場合には、別途日当（後記参照）を追加加算します。
	（調停期日出廷日当） ～4回目までは基本費用に含まれます。	5回目～調停期日出廷で日当の追加費用が生じます。 * 金額は、担当弁護士によって異なります。 * 契約時にご確認ください。
その他の類型	* 担当弁護士にご相談ください。	* 担当弁護士にご相談ください。

* 受任時には、上記着手金のほか、手続利用に必要な費用等実費相当額のご負担をお願いします。

(2) 調停不成立の場合、審判移行あるいは訴訟提起となります。

<審判手続に移行する事案>

- * 審判手続追加着手金として、11万円（消費税込）をご負担いただきます。
- * 婚姻費用分担調停、面会交流調停等子の監護に関する調停などは、調停不成立の場合、審判手続に移行します。

<訴訟手続をとる事案>

- * 離婚訴訟手続追加着手金として、11万円～22万円（消費税込）をご負担いただきます。
- * 離婚調停が不調となった場合、離婚訴訟を提起することになります。

* 調停段階では弁護士が代理しておらず、審判事件、訴訟事件から弁護士が受任する場合、家事手続着手金の基準に従って、弁護士費用のご請求をいたします。

(3) 調停成立の場合／審判・訴訟終了の場合に清算をします。

②【家事手続報酬金】…調停成立の場合／審判・訴訟終了の場合に、着手金とは別に、ご負担いただく費用です。（請求を行った事案）

経済的利益	基本費用（消費税込）	追加費用（消費税込）
金銭回収なし	22万円～33万円	なし
～300万円以下		（計算式）経済的利益額×11%
300万円超～		（計算式）経済的利益額×8.8%+6万6000円
（請求を受けた事案）		
相手方の請求金額	基本費用（消費税込）	追加費用（消費税込）
請求金額の多寡で変動しません。	22万円～33万円	生じません。

* 事件終了時には、弁護士に立替金が生じている場合に、上記報酬金のほか、清算分の負担をお願いします。

* [最初のページに戻る](#)ときは、[こちらをクリック](#)してください。

9 遺産分割に関する事案

(1) 訴訟前に、家事調停が必要になります。

①【家事手続着手金】…弁護士に代理を委任する段階でご負担いただく費用です。

事案の種類	基本費用（消費税込）	追加費用（消費税込）
遺産分割調停	22万円～44万円 * 4回目まで調停期日当が含まれます。	11万円～22万円を追加請求します。 ア 寄与分、特別受益等に深刻な争いがある場合 イ 相続人の範囲、遺産の範囲に深刻な争いがある場合 * 5回目以降の調停出席が必要となる場合には、別途日当（後記参照）を追加加算します。
	（調停期日出廷日当） ～4回目までは基本費用に含まれます。	5回目～調停期日出廷で日当の追加費用が生じます。 * 金額は、担当弁護士によって異なります。 * 契約時にご確認ください。
その他の類型	* 担当弁護士にご相談ください。	* 担当弁護士にご相談ください。

* 受任時には、上記着手金のほか、手続利用に必要な費用等実費相当額のご負担をお願いします。

(2) 調停不成立の場合、審判移行あるいは訴訟提起となります。

<審判手続に移行する事案>

- * 審判手続追加着手金として、11万円（消費税込）をご負担いただきます。
- * 遺産分割調停不成立の場合、審判手続に移行します。

<訴訟手続をとる事案>

- * 民事訴訟手続追加着手金として、11万円～22万円（消費税込）をご負担いただきます。
- * 遺産分割手続の経過を踏まえ、前提問題を民事訴訟で解決しなければならない場合があります。

* 調停段階では弁護士が代理しておらず、審判事件、訴訟事件から弁護士が受任する場合、家事手続着手金の基準に従って、弁護士費用のご請求をいたします。

(3) 調停成立の場合／審判・訴訟終了の場合に清算をします。

②【家事手続報酬金】…調停成立の場合／審判・訴訟終了の場合に、着手金とは別に、ご負担いただく費用です。

経済的利益	基本費用（消費税込）	追加費用（消費税込）
金銭回収なし	22万円～33万円	なし
～300万円以下		（計算式）経済的利益額×11%
300万円超～		（計算式）経済的利益額×8.8%+6万6000円

* 事件終了時には、弁護士に立替金が生じている場合に、上記報酬金のほか、清算分の負担をお願いします。

* 最初のページに戻るときは、[こちらをクリックしてください。](#)

10 刑事事件（逮捕，勾留，在宅，起訴）

（1）逮捕・勾留がされてしまった場合／任意出頭を求められた場合（被疑者弁護）

* 捜査機関から，何らかの犯罪の嫌疑がかけられて捜査の対象となっている段階です。

①【被疑者弁護着手金】…弁護人を選任する段階でご負担いただく費用です。

事案の類型	基本費用（消費税込）	追加費用（消費税込）
任意出頭を求められている段階のみ	11万円～22万円	なし
逮捕段階のみ	16万5000円～33万円	
勾留された段階のみ	22万円～55万円	

* 受任時には，上記着手金のほか，手続利用に必要な費用等実費相当額のご負担をお願いします。

（2）起訴されると，裁判所での公開の裁判を受けることになります（被告人弁護）

<被疑者段階から引き続き弁護活動を行う場合>

① 被告人弁護追加着手金として，11万円～22万円（消費税込）をご負担いただきます。

② 無罪（一部無罪含む。）や責任能力を争う事案では，否認事件としての特別な追加費用を，①とは別に，11～22万円（消費税込）をご請求します。

<被告人段階から新たに弁護人を選任した場合>

* 被告人弁護着手金として，33万～55万円（消費税込）をご負担いただきます。

* 未成年の場合，起訴されず，家庭裁判所に送致されます。

* その場合，少年審判手続について，追加着手金11万～22万円（消費税込）の負担をお願いします。

* 少年審判手続から依頼を受けた場合には，22～33万円（消費税込）の少年事件着手金をお願いします。

（3）不起訴処分／判決言渡しの場合に清算をします。

②【刑事弁護報酬金】…不起訴処分や減刑等の判決言渡しの場合に，着手金とは別に，ご負担いただく費用です。

基本費用（消費税込）	追加費用（消費税込）
22万円～33万円	11万円～22万円 * 示談交渉により示談が成立した場合 * 準抗告等不服申立てが認容された場合

* 事件終了時には，弁護士に立替金が生じている場合に，上記報酬金のほか，清算分の負担をお願いします。

[*最初のページに戻るときは，こちらをクリックしてください。](#)

11 債務整理に関する事案（任意整理，個人破産，個人再生）

①【任意整理】

債権者の数	着手金（消費税込）	報酬金（消費税込）
1～2人	5万5000円	3万3000円
3人以上	2万2000円×債権者数	1万1000円×債権者数

*受任時には，上記着手金のほか，手続利用に必要な費用等実費相当額のご負担をお願いします。

②【個人破産（破産管財人を不要とする事案）】／【個人再生】

債権者の数	着手金（消費税込）	報酬金（消費税込）
1～5人	22万円 (追加費用) 個人再生事件であり，かつ，「住宅資金特別条項」を用いて持ち家を手元に残す手続をとる場合には，11万円を追加費用としてご請求します。	11万円 (追加費用) 個人再生事件であり，かつ，「住宅資金特別条項」を用いて持ち家を手元に残す手続をとった場合には，5万5000円を追加費用としてご請求します。
6人以上	22万円+1万1000円×（債権者数-2） (追加費用) 個人再生事件であり，かつ，「住宅資金特別条項」を用いて持ち家を手元に残す手続をとる場合には，11万円を追加費用としてご請求します。	11万円+5500円×（債権者数-2） (追加費用) 個人再生事件であり，かつ，「住宅資金特別条項」を用いて持ち家を手元に残す手続をとった場合には，5万5000円を追加費用としてご請求します。

*破産管財人による処理が見込まれる事案は，上記基準を適用しません。ご相談ください。

*裁判所に手続きを申し立てる際，個人破産／個人再生のいずれにおいても，官報公告費用や郵便送付の手数料を負担することになります。こちらも実費として負担をお願いいたします。

*事件終了時に，弁護士に立替金が生じている場合には，上記報酬金のほか，立替金清算のご負担をお願いします。

[*最初のページに戻るときは，こちらをクリックしてください。](#)